

## 妊婦のための支援給付金事業のご案内

保健センターでは、妊娠期から子育て中の方を対象に、面談等で身近な相談にしています。併せて経済的な支援として「妊婦のための支援給付金」を支給します。



### 1 妊婦のための支援給付金の支給額

- 1回目：妊婦 1 人につき5万円
- 2回目：胎児または出生児 1 人につき5万円

### 2 対象者

- 申請時点で滑川町に居住しており、令和7年4月1日以降に「妊娠の届け出をされた方」
- 上記の方で、他の自治体で、妊婦のための支援給付金の支給を受けていない方。

### 3 支給の時期

申請書類提出後、おおむね1カ月後に指定銀行口座（※妊産婦本人名義の口座に限ります）へ振り込みます。当該口座への振込をもって、妊婦のための支援給付金の決定通知とします。  
（※ただし、書類に不備がある場合は除きます。）

### 4 事業のながれ

【妊娠届出時】①～③を返信用封筒で送付してください。

|      |  |
|------|--|
| 支給額  | 1回目：妊婦 1 人につき5万円   |
| 申請書類 | ★アンケート（妊娠届出時にご記入いただき回収済み。）<br>①妊婦のための支援給付金（1回目）支給申請書兼請求書<br>②振込口座を確認できる書類の写し（コピー）<br>③申請・請求者本人確認書類の写し（コピー） |

#### 【妊娠8か月頃】

妊娠の届け出をされたみなさまへ、保健センターからアンケートを送付します。ご記入の上、返信用封筒で送付してください。

|      |        |
|------|--------|
| 申請書類 | ★アンケート |
|------|--------|

【出産後】新生児訪問時にご案内します。①～③を返信用封筒で送付してください。

|      |   |
|------|---|
| 支給額  | 2回目：胎児または出生児 1 人につき5万円  |
| 申請書類 | ★アンケート（新生児訪問時にお話を伺い、回収します。）<br>①妊婦のための支援給付金（2回目）支給申請書兼請求書<br>②振込口座を確認できる書類の写し（コピー）※<br>③申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）※<br>※②③は1回目に指定した口座を希望する場合は省略可。 |

※令和7年4月1日以降に流産・死産等を経験された方も給付の対象となります。  
給付を希望される方はお問い合わせください。

#### <問い合わせ先>

滑川町健康づくり課(保健センター) ☎0493-56-5330